

# 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に 加入申請される皆様へ

## 1. 交付対象となる農業者は・・・

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）



## 2. 対象となる農産物は・・・

- ・ **米（主食用）** : 出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが対象です。
  - ・ **麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）** : 麦芽原料用麦（ビール用等）は対象となりません。
  - ・ **大豆** : 黒大豆は対象となりません。
- ※ 各品目とも、種子用は対象となりません。



## 3. 加入申請（積立て申出）、積立金を納付するには・・・

- ・ 加入申請される方は、令和5年4月1日～6月30日までに、以下の書類をお近くの地域農業再生協議会又は県域拠点等に提出してください。
  - ◇ 交付申請書（様式第1号）の裏面に、令和5年産の対象農産物の生産予定面積等を記入してください。
  - ◇ 米を生産される方は、米穀の出荷・販売契約数量等報告書（様式第10-11号）に必要事項を記載し、出荷・販売先との出荷契約書の写し等を添付してください。
- ・ 積立金の納付は、国から通知される積立額等通知書に記載された金額を令和5年8月31日までに納付してください。

### 「出荷・販売契約数量等報告書」について

- ・ 農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年6月30日時点）。
  - (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米：取引先ごとの契約数量
  - (2) (1)以外へ直接販売する米：販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他）ごとの計画数量及び前年実績

#### （抜粋イメージ）出荷・販売契約数量等報告書

- (1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
J A〇〇	〇〇kg
▲▲商店	▲▲kg

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	(参考) 前年実績
①卸・小売	〇〇kg	〇〇kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

(1)は、原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量が補てん対象の上限となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。（当面の取扱い）

(2)は、実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限となります。（当面の取扱い）

## 4. 補てん金の対象（生産実績数量）となるものは・・・

- ・ **米**：農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもので、
  - (1) JA等の集出荷業者に出荷・販売する方は、6月30日までに出荷又は販売の契約を結び、翌年3月31日までに主食用として出荷又は販売したもの
  - (2) 実需者等へ直接販売する方は、6月30日までに販売計画を作成し、翌年3月31日までに販売契約を結び、主食用として販売の対象としたもの
- ・ **麦・大豆**：畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となったもの

## 5. 補てん金の交付申請に必要な書類は何か・・・

- 交付申請される方は、令和6年4月1日～4月30日までに、以下の書類をお近くの地域農業再生協議会又は県域拠点等に提出してください。
  - ◇ 収入減少影響緩和交付金の交付申請書（様式第10-1-③号）に令和5年産の対象農産物に係る生産実績数量を記入したもの
  - ◇ 生産実績数量の確認書類
    - (a) 出荷・販売伝票等
    - (b) 農産物検査結果通知書等（※ 農産物検査によらない方法で確認した数量証明含む）などです。

### 米の生産実績数量に係る確認書類について

① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類  
(販売伝票等)

② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類  
(1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等)



③ 水分含有率16.0%以下以下の米穀を販売したことが確認できる書類  
(水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等)  
※ 釀造用玄米は都道府県ごとに設定

④ 産地、品種※、産年が確認できる書類  
(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)  
※ 交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る



農産物検査を受検した場合	上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能 <ul style="list-style-type: none"><li>3等以上に等級格付けされたもの</li><li>機械鑑定（※）による場合、死米の測定値20%以下かつ死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下</li></ul> ※ 機械鑑定は、水稻うるち玄米のみ
--------------	--

注）確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

## 6. 補てん金の支払いはいつ頃なのか・・・

- 補てん金は、国が申請者ごとに算定し、令和6年5月下旬から6月頃に支払われる予定です。
- 令和5年産の販売収入（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を上回った場合は、補てん金の支払いはありませんので、予めご了承ください。（この場合、積立金は全額残ります。）

## 7. 残った積立金はどうなるのか・・・

- 翌年産も引き続きナラシ対策に加入される方は、前年産に残った積立金を翌年産の積立金として繰り越すことができます。
- 申請者の申し出により、残った積立金をお返しすることも可能です。

### お問い合わせ先

詳しいことは、下記までお気軽にお問い合わせください。

◆ 関東農政局 ○○拠点

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

◆ ○○市農業再生協議会事務局

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇